

長崎、昭45不14、昭48. 2. 21

決 定 書

申立人 (亡) X

被申立人 長崎市水道局

主 文

本件申立てを却下する。

理 由

- 1 申立人は、昭和43年11月20日に行なわれた始業時間への食い込み10数分間の、いわゆる地方公務員の統一行動に参加し、被申立人は、これに対して、昭和44年3月31日付で申立人を訓告処分にした。
- 2 申立人は、この訓告処分は、申立人の組合活動を嫌悪してなされた不当労働行為であるとして、昭和45年3月30日、訓告処分の取消しおよび謝罪文の交付を求めて、当委員会に救済を申立てた。
- 3 なお、本件と同時に申立てられた同種の事件、すなわち、被申立人が同じ長崎市水道局である長崎地労委昭和45年（不）第4号ないし第216号（第14号・第67号・第75号を除く。）事件については、当該事件の申立人らの所属組合である長崎市水道局労働組合と被申立人間に和解が成立したのに伴い昭和48年2月8日、すべて取下げられた。
- 4 ところが、本件の申立人であるXは、昭和46年8月16日に死亡した旨の報告が長崎市水道局労働組合からなされたので、当委員会は、調査の結果、上記申立人の死亡を確認した。

よって、当委員会は、労働委員会規則第34条第1項第7号を適用して、主文のとおり決定する。

昭和48年2月21日

長崎県地方労働委員会

会長 伊 吹 幸 隆